

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部給与課】 3

◇ 告 示

- 北九州広域都市計画区域区分の変更【都市戦略局計画部都市計画課】 4
- 北九州広域都市計画用途地域の変更【都市戦略局計画部都市計画課】 5
- 北九州広域都市計画地区計画の決定（2件）【都市戦略局計画部都市計画課】 6
- 北九州市営勝山公園地下駐車場及び北九州市営室町駐車場の入出場時間の変更【都市戦略局計画部都市交通政策課】 8

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

休業補償を行わない場合のうち、売春防止法の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合を削除することにしました。

この規則は、令和6年7月30日から施行することにしました。

北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月30日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第29号

北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年北九州市規則第106号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 3 2 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 1 4 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
小倉南区	津田四丁目、津田五丁目、沼本町四丁目、舞ヶ丘一丁目及び湯川三丁目の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

北九州市告示第 3 2 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 1 4 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
小倉南区	津田四丁目、津田五丁目、沼本町四丁目、舞ヶ丘一丁目及び湯川三丁目の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

北九州市告示第 3 2 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を決定したので、法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により法第 1 4 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
沼本町四丁目地区地区計画	北九州市小倉南区沼本町四丁目地内

3 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

北九州市告示第 3 2 8 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を決定したので、法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により法第 1 4 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
舞ヶ丘一丁目地区地区計画	北九州市小倉南区舞ヶ丘一丁目地内

3 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

北九州市告示第 3 2 9 号

北九州市自動車駐車場条例施行規則（平成 5 年北九州市規則第 2 9 号）第 2 条第 4 項の規定により北九州市営勝山公園地下駐車場及び北九州市営室町駐車場の入出場時間を変更するので、同条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 7 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 北九州市営勝山公園地下駐車場

入出場時間を変更する日	変更後の入出場時間
令和 6 年 1 2 月 3 1 日	午前 7 時 3 0 分から午後 1 2 時まで
令和 7 年 1 月 1 日	午前 0 時から午前 3 時まで及び午前 7 時 3 0 分から午後 1 0 時まで

2 北九州市営室町駐車場

入出場時間を変更する日	変更後の入出場時間
令和 6 年 8 月 3 日及び同月 4 日	午前 7 時 3 0 分から午後 1 1 時まで